

水上オートバイの無免許操縦者による事故が発生しています。 無免許者は、操縦してはいけません！

免許取得で安全に楽しく操縦を！

操縦に必要な知識、技能を身に付け、免許を取得しましょう。

特殊小型船舶操縦士の免許が必要

水上オートバイの操縦は、1級、2級小型船舶操縦士の免許ではできません！

免許者による自己操縦

無免許の操縦者・同乗者 32人死傷
免許者が同乗しても無免許者は操縦できません！

事 故 事 例

運輸安全委員会は平成23年から平成27年までに公表された船舶事故等調査報告書により、無免許操縦者による水上オートバイの事故分析を行いました。

海難件数 27 件 [隻数 30隻]
事故関係者総数 43人

【無免許者による水上オートバイの特性を理解していなかった事故事例】
▶ 停船時、オートバイのブレーキと同じと思い、スロットルレバーを引いた。
▶ 旋回時、スロットルレバーを放してハンドルを切った。



事故を起こした水上オートバイ
(写真: 運輸安全委員会提供)

船舶所有者の皆様へ

無免許操縦を防止するには所有者による注意が必要です！

無免許操縦事故のうち、所有者に**無断で操縦**したもの、所有者が**操縦を容認**したものが約半数を占めています。

○水上オートバイを他人が操縦する場合は必ず免許証の所有を確認しましょう！

罰則等について

●無免許操縦者に対する罰則

→30万円以下の罰金
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第31条)

●無免許者に操縦させた船長に対する行政処分

→自己操縦義務違反
違反点数3点 (他人を死傷させた場合6点)
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36)

●無免許者を乗船させた船舶所有者に対する罰則

→6月以下の懲役又は100万円以下の罰金
(船舶職員及び小型船舶操縦者法第30条の3)

■行政処分基準		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止 1月	業務停止 2月
	有	業務停止 3月	業務停止 4月	業務停止 5月	業務停止 6月

※行政処分とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。